

出生届 記入上の注意事項

- ① 記入ミス、誤字、脱字は修正液で消さないでください。
→誤字は二重線で消し、印鑑または拇印を押してください。
- ② 消せるボールペンは使用不可です。
- ③ 出生届の際のお子様の姓は日本の姓（日本の戸籍上の苗字）になります。
お子様の名については、スペインの出生証明書の名前と戸籍に記載する名前が違っていても構いません。例えばスペイン側には「マリア 幸子」と届け出たが、日本側には「幸子」だけとすることもできます。ただし、このように名前が異なる場合には出生届の「その他の欄」に次のようにお書きいただく必要がありますのでご注意ください。
(例) スペイン側の出生証明書の名には、「マリア 幸子」と記載されているが、日本側には「幸子」と届け出る。
なお、戸籍の氏名には、「・」「-」「=」「、」等の記号は記載されませんので、お書きにならないでください。
- ④ 外国人親の氏名は姓を先に、名は出生証明書の記載どおり省略せずにカタカナでお書きください。
お子様のお名前と同様、記号は記載されませんので、お書きにならないでください。